

○農林水産省令第十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部分を改正する省令

令和五年三月二十二日

農林水産大臣 野村 哲郎

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後				改 正 前			
別表二（第九条関係）				別表二（第九条関係）			
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）	地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一 （略）		アキー、アコカンテラ・オッポシ ティフオリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド（付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く）、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンテイロアエ、アンティデス マ・ウエノスム、ウイクストロエミ ア・フィリレイフオリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カペンシス、オクシアנטス・ ザングエバリクス、オピリア・アメ ンタケア、オリープ、オールスパイ ス、オレア・ウッディアナ、カシユー	（略）	一 （略）		アキー、アコカンテラ・オッポシ ティフオリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド（付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く）、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンテイロアエ、アンティデス マ・ウエノスム、ウイクストロエミ ア・フィリレイフオリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カペンシス、オクシアנטス・ ザングエバリクス、オピリア・アメ ンタケア、オリープ、オールスパイ ス、オレア・ウッディアナ、カシユー	（略）

ナツツ、カッシネ・シュヴァインフルティアナ、キウイフルツ、きばなぎようちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディプサケウス、くさとベラ、グルーイア・トリコカルバ、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウオラ・プルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カツフルム、フィリキウム・デキピエンス、フエイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ボポー、ボリスファエリア・パルウィフォリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビエーリス属植物、ドリベテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パバイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、

ナツツ、カッシネ・シュヴァインフルティアナ、キウイフルツ、きばなぎようちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディプサケウス、くさとベラ、グルーイア・トリコカルバ、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウオラ・プルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カツフルム、フィリキウム・デキピエンス、フエイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ボポー、ボリスファエリア・パルウィフォリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビエーリス属植物、ドリベテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パバイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、

二〇十七 (略)	(略)	(略)
付表 一〇七十八 (略)	びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)、の生果実	

付表
一〇七十八 (略)

七十九 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう(ウイティス・ウイニフェラに限る。)、の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

第二条 (植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令(令和五年農林水産省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十三」を「第八十四」に、「第八十七」に、「第八十一」を「第八十二」に、「第八十三」に改め、「第七十九」の下に「及び第八十」を加え、「第八十」を「第八十二」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に、「第八十五」を「第八十六」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「第八十七」を「第八十八」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十六」を「第八十七」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十八の次に次のように加える改正規定中「付表第七十八」を「付表第七十九」に改め、同表の付表第八十七を同表の付表第八十八とし、同表の付表第七十九から同表の付表第八十六までを一表ずつ繰り下げる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

二〇十七 (略)	(略)	(略)
付表 一〇七十八 (略)	びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)、の生果実	

付表
一〇七十八 (略)

(新設)